

農業経営者のみなさん

青色申告

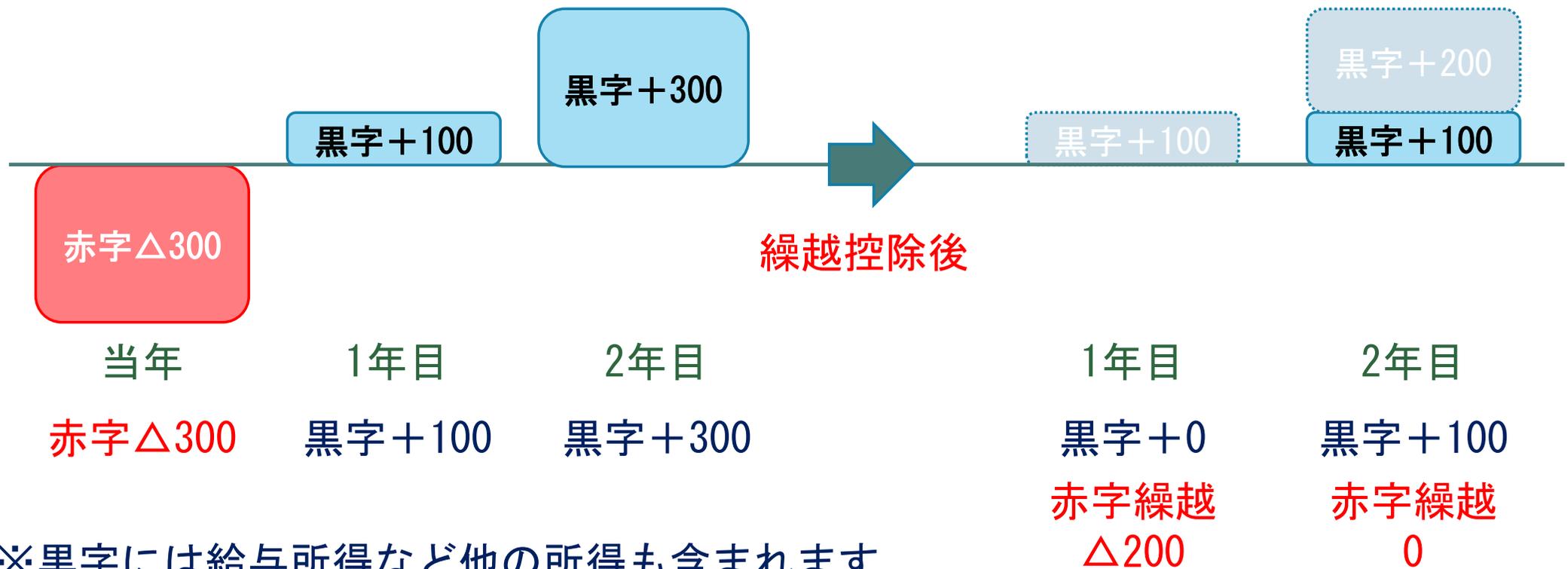
を始めましょう

青色申告の主な特典

- 赤字の繰越
- 一つの固定資産について30万円未満まで即時償却
- 各種の資産の特別償却・特別控除
- 家族に給料が出せる
- 青色申告特別控除 = 経費の上乗せ
(10万 or 55万 or 65万)

【赤字の繰越】

赤字は3年間繰越すことができます！



※黒字には給与所得など他の所得も含まれます

【1つ30万円未満まで即時償却】

10万以上30万円未満の備品でも即経費！

「青色申告」以外

20万円のパソコン購入



耐用年数の4年で経費
(単純計算で毎年5万円ずつ)

「青色申告」

20万円のパソコン購入



購入した年に20万円の経費

【資産の特別償却】

【資産の特別控除】

対象資産の購入で経費の前倒若しくは納税額の減額！

1,000万円のトラクター購入

○青色申告以外

耐用年数の7年で経費
(単純計算で毎年143万円ずつ)

○青色申告

+ プラス

初年度のみ1,000万の30%
300万を経費に前倒
143万+300万が経費に

OR
どちらか選択

1,000万円のトラクター購入

○青色申告以外

耐用年数の7年で経費
(単純計算で毎年143万円ずつ)

○青色申告

+ プラス

1,000万の7%又は所得税の20%
のいずれか低い金額の
納税額の減額

※適用を受けるには条件がありますので税理士などの専門家にご相談ください。

【家族への給料】

届け出を提出すると事業を手伝って
くれている家族へ給料がだせます！

「青色事業専従者給与に関する届出書」を
税務署へ提出します。

(支払いを開始する年の3月15日までに提出 又は 新たに専従者がいることとなった場合は2月以内)

※適用を受けるには条件がありますので税理士などの専門家にご相談ください。

【青色申告特別控除】

青色申告特別控除＝経費の上乗せ いずれかの控除を選択

10万円控除

- ・簡易簿記
- ・貸借対照表の添付義務なし
- ・申告書の提出が書面でOK

55万円控除

- ・複式簿記
- ・貸借対照表の添付義務あり
- ・申告書の提出が書面でOK

65万円控除

- ・複式簿記
- ・貸借対照表の添付義務あり
- ・申告書の提出が電子申告

※電子申告を開始するには事前の準備が必要な場合もあります余裕をもって取組みましょう。

青色申告をはじめめるには...

はじめたい年の**3月15日**までに

「青色申告の承認申請書」を

所轄税務署へ提出

農業経営者のみなさん

青色申告

を始めましょう

ご清聴ありがとうございました